

浜松市介護保険料の徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号。以下「条例」という。）第11条に規定する介護保険料の徴収猶予について、必要な事項を定める。

(徴収猶予申請)

第2条 条例11条第2項の規定による申請は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）により、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(適用条件)

第3条 徴収猶予の適用条件は、別表に定めるとおりとする。

(通知)

第4条 介護保険料の徴収猶予の可否を決定したときは、その旨を介護保険料徴収猶予決定通知書（第2号様式）・介護保険料徴収猶予却下通知書（第3号様式）により納付義務者に申請日から14日以内に通知するものとする。

(猶予額の変更)

第5条 前条の規定により徴収猶予の決定を受けた者が、保険料賦課根拠に変更が生じた場合、原則として納付義務者の意見を聞き、納付計画を変更するものとする。この場合には、変更後の納入通知書を交付するものとする。

(徴収猶予の取消)

第6条 条例第11条第1項の規定により、介護保険料の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該徴収猶予を取り消し、当該介護保険料を一時に徴収できる。

- (1) 介護保険料を、その期限までに納付納入しないとき。
 - (2) 徴収猶予の決定を受けた者の財産の状況・その他の事情の変化により徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
- 2 前項の規定により徴収猶予を取り消す場合には緊急の必要がある場合を除き、あらかじめ徴収猶予理由消滅弁明書（第4号様式）により納付義務者の弁明を聞くものとする。

ただし、その者が正当な理由がなく弁明をしないときは、この限りではない。

(猶予の取消通知)

第7条 徴収猶予を取り消した場合は、前条第2項の弁明書を受け取った日から14日以内に介護保険料徴収猶予取消通知書（第5号様式）により納付義務者あてに、通知するものとする。

附 則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

徴収猶予別表

徴収猶予の原因	徴収猶予の適用条件
1 条例第11条(1)に該当(震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産の損害)	災害により資産の減少(保険金又は損害賠償金等により補填される金額を除く。)があった者で、100分の20以上の資産の減少があった者。
2 条例第11条(2)に該当(死亡、病気等による世帯の収入の著しい減少)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の推定所得が、前年に比し100分の20以上の所得の減少があった者。
3 条例第11条(3)に該当(失業、廃業等による世帯の収入の著しい減少)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の推定所得が、前年に比し100分の20以上の所得の減少があった者。
4 条例第11条(4)に該当(干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁等による世帯収入の著しい減少)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の推定所得が、前年に比し100分の20以上の所得の減少があった者。
5 その他市長が認める特別の理由がある者。	

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
申請者
氏 名

介護保険料徴収猶予・減免申請書

年度分介護保険料の徴収猶予・減免を受けたいので、浜松市介護保険条例第11条・第12条の規定により次のとおり申請します。

記

第 1 号 被 保 険 者	被 保 険 者 番 号				
	フリガナ		申請者から みた関係		
	氏 名				
	住 所				
	電 話				
世帯の主たる生計維持者の氏名					

保険料額及び納期限
申請理由

様

浜松市長

介護保険料徴収猶予決定通知書

年度 介護保険料の徴収猶予の申請に対し以下のとおり決定することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

決定内容	
申請年月日	
決定年月日	
決定事由	
猶予内容	
猶予期間	
猶予金額	
納付計画	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあつてはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあつては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浜松市長

介護保険料徴収猶予却下通知書

年度 介護保険料の徴収猶予の申請に対し以下のとおり却下することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

却下内容	
申請年月日	
決定年月日	
却下事由	
猶予内容	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所
氏名

徴収猶予理由消滅弁明書

介護保険料徴収猶予理由消滅について下記により弁明します。

記

被 保 険 者	被保険者番号			
	フリガナ		申請者から みた関係	
	氏名			
	住所			
	電話			

弁明内容

--

様

浜松市長

介護保険料徴収猶予取消通知書

年度 介護保険料の徴収猶予の決定に対し以下のとおり取消することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

取消内容	
申請年月日	
決定年月日	
取消事由	
猶予内容	
猶予期間	
猶予取消金額	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすることは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。